

令和8年度湯前町ライフデザイン・結婚支援重点推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度湯前町ライフデザイン・結婚支援重点推進事業業務

2 業務目的

本業務は、進行する晩婚化や少子化に対応すべく、結婚に対する気運醸成や若者が抱く結婚の希望を叶えるため、20代から40代の世代に向けたライフプラン、マネープランといったライフデザイン支援講座（以下「本講座」という。）を実施することで、湯前町（以下「本町」という。）における結婚支援および少子化対策の強化に繋げる。また本講座は「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（結婚新生活支援事業）」の対象要件にも該当するため、本講座を開催することで、上記プログラムの利用促進を促すとともに、若者の結婚支援の後押しをする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）

4 委託上限額

金1,452,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

5 業務内容

（1）ライフデザイン支援講座の開催（年3回）

20代から40代（独身・既婚は問わない）の男女が、結婚や今後の人生設計に関する意識を高め、より自己肯定感を持って出会いの場といったイベントに臨めるよう「マイノド」「自分磨き（外見）」「お金」といった3つの軸でセミナーを企画・開催すること。また、内容の詳細については本町と協議のうえ決定すること。

（2）個別相談会の開催（年3回）

セミナー終了後に参加者それぞれが抱えている恋愛観・結婚観に関する悩みや不安などを個別に対応し、フォローアップを行うこと。

（3）LINEでの相談窓口の実施（定員5人×3回）

セミナーを受講しての疑問や質問、個別相談会では伝え足りなかったことやアドバイ

スを受けての経過報告といった相談・報告に対応するため、コーディネーターと参加者が期限を設けてLINEで繋がる。定員は1回のセミナーにつき5人とし、希望者は申し込み順で受け付ける。またセミナー終了後から約1ヶ月間を有効期限とする。

6 業務内容の詳細

(1) 参加者の要件

- ・ 20代から40代の男女。(独身・既婚は問わない。)
- ・ 町内在住者または町内事業所に勤務している方。

(2) 募集定員

- ・ 各回10名。(男女の比率は問わない)
- ・ 定員を超える参加申込があった場合は、結婚新生活支援事業申請予定者を優先し、それ以外の定員については先着順または本町と協議の上決定する。
- ・ 参加者が定員に満たない場合は参加者の確保に努めること。
- ・ 最小催行人数については町と協議のうえ決定すること。

(3) 実施業務

- ・ セミナーについては、年3回のセミナーを開催すること。
- ・ 募集広報のための告知用チラシ等を作成し、広報業務については町と協議の上、各団体への配布、WEB・SNS掲載等により広く周知を行うこと。
- ・ 会場の借上げ及び会場設営、撤去まで行うこと。
- ・ セミナーに必要な物品・飲食物等の準備すること。
- ・ セミナー開催時には、事前に当日の企画案、台本等を作成・提出すること。
- ・ 当日の受付、参加者誘導、司会進行等の運営業務を行うこと。
- ・ セミナー終了後、参加者に対してアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。
- ・ セミナー終了後の個別相談会(事前希望・定員制)の対応、LINEでの相談窓口(希望・定員制、有効期間有)を実施すること。
- ・ セミナー開催時期は契約締結日から令和9年2月の間とし、本町と協議の上、決定すること。

(4) 実績報告

(ア) 成果物

業務完了後速やかに、以下の関係書類を提出し、完了検査を受けること。

- ・ 完了届 1部
- ・ 「5 業務内容」の実績報告書(紙媒体)1部、(データ)1式
- ・ アンケート集計・分析結果報告書(紙媒体)1部、(データ)1式
- ・ その他、本町が必要と認めるもの

(イ) 納入先

湯前町 1 9 8 9 番地 1 (湯前町)

(5) 検査

完了検査は、「(4) 実績報告」の (ア) 成果物により実施する。

(6) 特記事項

(ア) 本業務履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は本町に帰属し、本町が独占的に使用するものとする。

(イ) 受託業者は、本契約に関して本町が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

(ウ) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本町が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(エ) 受託業者は、本業務の履行にあたり、本業務の全部を一括して第三者に委ねる（以下「再委託する」という。）ことはできないものとする。ただし、本業務の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本業務の一部を再委託する場合は、受託業者はあらかじめ当該第三者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を本町に提出し、承認を受けなければならないこととする。

(オ) 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の要因が専ら協議会の責めに帰する場合を除き、受託業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本町は係る紛争等の事実を知ったときは、受託業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託業者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

(カ) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受託業者が負担する。

(7) その他

(ア) 本仕様書に記載されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な取組みについては、本町及び受託業者が協議し実施すること。

(イ) 業務を適正かつ円滑に実施するため、本町と受託業者は常に密接な連絡を取り、疑義が生じた場合は、本町及び受託業者が協議し解決する。

(ウ) 「5 業務内容」を勘案した業務スケジュール（工程表）は、契約を締結した

日の翌日から起算して、14日以内に作成し提出することとし、併せて、事業概要（事業内容及び担当者等がわかるもの。）、実施体制台帳（関係団体の役割及び連絡体制がわかるもの。）及びその他業務に関して必要と認める書類を提出すること。